

平成 30 年 4 月 1 日から

# 町指定ごみ袋を 値下げします。



値下げ後の金額は以下のとおりです（消費税込み）。

種類	色	金額	
		変更前	変更後
固形燃料用ごみ袋（大）	黄色	840 円 / 10 枚	740 円 / 10 枚
固形燃料用ごみ袋（小）	黄色	682 円 / 10 枚	582 円 / 10 枚
燃えないごみ袋（大）	透明	840 円 / 10 枚	740 円 / 10 枚
燃えないごみ袋（小）	透明	682 円 / 10 枚	582 円 / 10 枚

- ・粗大ごみ用の証紙（420 円 / 5 枚）、家電リサイクル製品収集運搬券（1,575 円 / 1 枚、役場で販売）の金額は変更ありません（金額は消費税込み）。
- ・平成 30 年 3 月 31 日までに購入されたごみ袋の差額の精算は行いませんので、計画的にご購入ください。
- 問い合わせ 役場農政環境課生活環境係まで



# 平成 30 年 4 月請求分から 水道料金を 改定します。

水道料金を平成 30 年 4 月請求分（3 月検針分）から以下のとおり改定します。  
今回の改定により、水道料金は平均 10% ほど値上がりとなります。  
※下水道使用料の改定はありません。

## 料金改定のポイント

メーター口径ごとの「基本料金」と  
使用水量 1 m<sup>3</sup>あたりの「従量料金」をそれぞれ改定します。

### ● 基本料金 使用水量 8 m<sup>3</sup>まで

メーター口径	改定前	改定後
13mm	1,000 円	1,100 円
20mm	1,700 円	1,870 円
25mm	2,600 円	2,860 円
30mm	4,300 円	4,730 円
40mm	7,000 円	7,700 円
50mm	10,000 円	11,000 円
75mm	15,000 円	16,500 円

### ● 従量料金 各 1 m<sup>3</sup>あたり

使用水量	改定前	改定後
9m <sup>3</sup> ～25m <sup>3</sup>	125 円	137 円
26m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	195 円	214 円
51m <sup>3</sup> 以上	225 円	247 円

**例** 1 月に 20 m<sup>3</sup>使用した場合の料金  
(メーター口径 13mm)

基本料金	使用水量	従量料金	消費税
{ 1,100 円 + ( 20m <sup>3</sup> - 8m <sup>3</sup> (※) ) × 137 円 }			× 1.08
			= 2,963 円

※水量 8 m<sup>3</sup>は基本料金に含まれます

- 問い合わせ 役場上下水道課上水道庶務係まで

総合福祉センターの

# 遊具を撤去します。

長年、子どもたちに親しまれてきた総合福祉センター「わいわい広場」の複合遊具ですが、老朽化に伴い、11 月中に遊具の撤去工事を実施します。工事期間中、「わいわい広場」は利用できませんのでご理解ください。

- 問い合わせ 役場福祉人権課福祉係まで

